

**獣医臨床教育の改善について
(田浦試案)**

平成21年9月30日

国公立大学獣医学協議会

役員会(伊藤、尾崎、田浦)

目 次

1. はじめに
2. 経緯と現状
 - 1) 卒前獣医学教育と卒後研修制度および現在の臨床実習
 - 2) 獣医学教育関係者および獣医療従事者からの問題指摘・要望
 - 3) 臨床実習の現状
3. 諸外国の現状
4. 臨床実習のあるべき姿
5. 実施のための条件
6. 臨床実習に係わる獣医師法の適用
 - 1)問題の所在
 - 2)臨床実習に係わる獣医師法の適用
7. 実施にあたっての体制
8. おわりに

別添 1：獣医学生の臨床実習において、一定条件下で許容される基本的獣医行為の例示

1. はじめに

近年、獣医学を取り巻く社会環境は大きく変貌し、食の安全確保、人と動物の共通感染症の対策、小動物を主体とする獣医療サービスの高度化など、獣医師に対する社会ニーズが増大している。一方、行政に従事する公務員獣医師ならびに産業動物（大動物）獣医師数は減少傾向にあり、社会的ニーズに対応した新しい時代の獣医学教育の在り方が問われている。わが国の獣医学教育と欧米で行われている獣医学教育とを比べると、日本の臨床教育が極めて不十分であること、さらに大学の教育体制が小規模で、スケールメリットに欠けることが指摘されている。

平成 20 年 12 月 17 日に文部科学省に設置された「獣医学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議」（文科省協力者会議）において、獣医学教育改善の一環として、教育モデル・コア・カリキュラム作成および臨床教育を充実することの必要性が指摘され、特別教育研究経費（教育改革、文部科学省）「国立獣医系大学による標準的な基盤教育プログラムの開発」、および先導的・大学改革推進委託事業（文部科学省）「獣医学教育モデル・コア・カリキュラムに関する調査研究」が本年度採択された。第 3 回文科省協力者会議の議論の中で、徳力幹彦山口大学名誉教授は、諸外国における獣医学の現状について紹介し、獣医学教育の改善・充実に係る提言の冒頭で、臨床教育の改善（ポリクリニックが可能な臨床教育の確立、大学以外での臨床実習の実施、動物教育病院での実習において患者（受診動物）の診断・治療に参加できるような獣医師法改正など）を挙げている。獣医学教育では多種の動物を取り扱わざるを得ず、臨床教育分野の細分化と診断治療技術の高度化が同時に進行している。獣医学部・獣医学科における教育の方法を講義中心の知識伝授型から、少人数グループによる問題解決型へ転換することが求められている。臨床教育に臨床実習を積極的に取り入れ、充実させることによって、知識、技能、飼主に対する態度などを更に効果的に体得させることができる。欧米において獣医学生が獣医療行為を含む高度の臨床実習を行って教育効果を上げている現状を踏まえ、卒前、卒後にわたる一貫した獣医師養成体系の中で、卒前臨床教育の臨床実習はいかにあるべきかを検討する必要がある。平成 21 年 4 月の国公立大学獣医学協議会と全国大学獣医学関係代表者協議会において、診察、検査、治療、予防といった獣医療行為がかかわる実習の在り方についての素案作成を依頼された。平成 3 年 5 月 13 日に作成された厚生省健康政策局臨床実習検討委員会の答申「臨床実習検討委員会最終報告」を参考にし、これまで各大学等で別々に実施されてきた実習や、大学等の関係者から寄せられた意見等を加味してこの試案を作成した。さらに、関係各位の意見を聴取し、全国大学獣医学関係代表者協議会にて審議後、要望書としてまとめ、農林水産省に提出する予定である。

2. 経緯と現状

1) 卒前獣医学教育と卒後研修制度および現在の臨床実習

平成 10 年に日本獣医師会で開催した「6 年制獣医師に関するアンケート調査」報告書の「動物病院に勤務する獣医師の満足度」において、「全体的に不十分である」と「不十分なものが多い」の合計が 70.3%と極めて高率であり、大学での臨床教育の不足が指摘された。その理由として以下の項目が挙げられる（日本学術会議獣医学研究連絡委員会報告「獣医学教育のあり方に関する懇談会」答申）。

日本の法律では、獣医師あるいは指導教員の指導下にあっても獣医師免許のない学生には診療行為が許されていない。

教員が慢性的に不足しているために十分な教育を行う余裕がない。基礎系の科目比率が全体の30～50%と高く、臨床よりも基礎教育に重点が置かれている。欧米と比較してこの比重は全く逆転している。

卒後教育としてインターン制度やレジデント制度あるいは専門医制度が設置されず、実務教育の支援体制が欠如していること、また獣医師国家試験は筆記試験が中心であり実務試験がほとんど行われていない。

獣医学教育の改善のためには、日本獣医師会をはじめとする各種獣医師団体、委員会、全国獣医学関係大学代表者協議会などからの提言や、行政（文部科学省、厚生労働省、農林水産省）への働きかけなど、さまざまな方面からの取り組みがなされてきたが、一部を除いて問題は解決されていない。

昭和24年に制定された獣医師法において、法第16条の2第1項「診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下単に「診療施設」という。）又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする」と規定され、さらに、獣医療法施行規則第10条の2において、「法第16条の2第1項の規定による臨床研修の実施の期間は、6月以上とする。」と改正された。すなわち、獣医学部・獣医学科卒業後、直ちに獣医師国家試験の受験資格が与えられ、獣医師免許取得後、6月以上の臨床研修を受けることが努力規定として法制化された。獣医師が社会的要求に応えるべく研鑽を積むことは今さら言うでもない。平成12年3月、日本獣医師会が発行した『獣医師卒後臨床研修指針』には、研修カリキュラムなどが詳しく記載されている。基本構想はおおむね医師と歯科医師の研修制度を参考にしている。ちなみに、わが国の歯科医師は1年間、医師は2年間、アジア諸国の獣医師は6月の研修が義務付けられている。

法第17条の規定により、この臨床研修においては、獣医療行為の研修を行うことができ、農林水産省が、必要事項を農林水産省令で定めることになっている。これを契機に、若手獣医師の獣医学教育現場での研修が開始されたが、一方で、臨床研修を受ける獣医師の卒前の獣医学教育の質の重要性が指摘され、卒前の臨床実習の充実が図られてきた。すなわち、大学規模や臨床教員数、犬猫などの小動物臨床、牛豚などの産業動物では、その実習形態も異なるが、それまでの外来飼育動物（受診動物）を対象とする問診、診察、一般検査、保定等、侵襲性の低い獣医療を中心として実施されてきた臨床実習に、入院動物を対象とする実習が加えられた。その後、一般外来での見学実習と入院動物実習を併用する形になり今日に至った。入院動物に接し、病態の推移、疾病の転帰、受診動物を巡る社会的背景などに関し、学習することが可能となったとはいえ、実習内容は主として獣医療の「見学」と「保定」、一部の「介助」にとどまっているため、臨床教育の目標の一つである獣医師として必要な基礎的スキルや態度の修得については、必ずしも十分に達成できていない。

2) 獣医学教育関係者および獣医療従事者からの問題指摘・要望

獣医学部・獣医学科の専門教育科目における獣医療行為については、一部の大学を除き概ね1)に記載した程度にとどまっており、獣医学生は、外来患者の傍観者として扱われ、臨床実習の目標達成が困難であることが指摘されている〔国立大学における獣医学教育に関する協議会（文部科学省）平成16年7月〕。臨床実習を強化し、教育効果を高めるためには、獣医学生の臨床実習において、臨床獣医学に関する授業科目担当者（以下「指導教員」という。）の指導・監督下に、ある程度の獣医療行為が実施できるようにして欲しいとの要望が、全国動物診療施設長会議等でなされている。アンケート調査においても、臨床実習において獣医学生の行い得る獣医療行為の範囲の拡大が大学や卒業生から要望されている。臨床実習における獣医療行為の拡大は、獣医療行為の技術修得というより、獣医療行為を通じての「飼主と獣医師のコミュニケーションのとり方の体得」、「獣医療手

ームの一員としての自覚と責任感の養成」をあげる大学が多くみられた〔平成13年度～14年度科研費基盤A「獣医学教育の抜本的改善の方法およびその具体化に関する研究」報告書。平成15年3月〕。現在でも、全ての大学が臨床実習における獣医療行為の範囲拡大に賛意を表明するものと思われる。

獣医学教育は、基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学の4分野から構成されている。この中で、特に臨床分野の教育スタッフの数の不足が指摘されている。また、獣医師の偏在に関しても、教員数の不足により獣医学教育の質のアンバランスが生じ、十分な教育がなされていないためではないかと指摘されている〔国立大学における獣医学教育に関する協議会（文部科学省）平成16年7月〕。

これまで、教育充実のためにそれぞれの大学が創意工夫を重ねてきたが、個別の大学の対応では克服できない状況にきている。以前から、国公立大学にあっては、機能的な再編・集約という形で教育改革を進めようとする運動が行われてきたが成功しなかった〔全国大学獣医学関係代表者協議会「獣医学教育基準の達成に関する要望書」平成13年4月〕。平成20年度、文部科学省に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」が設置されたのを契機に、教育改革の議論が再び高まろうとしている。この様な現状を背景に、わが国における理想的な獣医学教育像を描くためには、学生の具体的な到達目標を明示すること、目標を達成するために必要なカリキュラムの内容（シラバス）を明らかにすること、教育手法を明示することが不可欠である。平成21年度事業である「獣医学教育モデル・コア・カリキュラムに関する調査研究」の目的は、世界の獣医学教育を見据えつつ、わが国の獣医学教育の在るべき姿を検討し、これに即した獣医学教育のコア・カリキュラムを策定するとともに、獣医学教育法のモデルを明示することであり、その成果が期待されている。また、1で紹介した「国立獣医系大学による標準的な基盤教育プログラムの開発」の目的は、教育内容の標準化と学生の自学自習を促す教材開発であり、コア・カリキュラム策定と連動させて、大学間連携で具体的な作業が始まっている。

3)臨床実習の現状

上記1)で述べたように、各大学では臨床実習の充実に努めてきており、学生に見学させる獣医療行為は、以下のように分類できる。(1)問診、診察、身体検査、直腸検査、保定等侵襲性の低い獣医療行為(2)採血、簡単な手術器具助手等の比較的侵襲性の低い獣医療行為(3)止血、縫合、導尿などの他、獣医外科系に限るものの気管内挿管や心マッサージ等、レベルの高い獣医療行為など。いずれの大学においても、実習対象となる受診動物の飼主に対しては、獣医学生が立ち会うことを伝え、その同意を得た上で実習を実施している。

3. 諸外国の現状

上記2-2)で述べた如く、獣医学教育関係者および獣医療従事者からの問題指摘の中で、わが国の臨床実習が諸外国に比し、獣医療行為の分野で遅れをとっているとの意見があった。わが国における卒前臨床実習の在り方を検討する上で、諸外国における卒前臨床実習の現状を把握し、参考とすることが必要であると考へた。各種調査報告書〔平成13年度～14年度科研費基盤A「獣医学教育の抜本的改善の方法およびその具体化に関する研究」報告書、平成15年3月。第3回小動物委員会の会議概要(日本獣医師会小動物臨床部会常設委員会)、平成18年4月。第3回文科省協力者会議、平成21年2月。〕および経験者からの意見聴取、インターネットなどから調査し、対象国も、米国、EU、カナダに絞った。

調査結果を要約すれば、調査対象としたいずれの国においても、獣医学生は、採血、手術器具助手等の侵襲性の低い獣医療行為から、麻酔助手、手術助手、簡単な手術等かなり高い獣医療行為まで実施することが許されていた。さらに、各種検査の指示や処方まで、

指導教員の確認をとれば行うことが許されていた。しかし、これらの獣医療行為は、獣医学生の実験・技能等を指導教員・指導獣医師が判断した上で、指導教員・指導獣医師の指導・監督の下で各科毎に定められている指針に従って実施されていた。いずれの国においても臨床実習は、獣医学生が外来臨床チームに所属し、獣医療チームの一員として受診動物の獣医療に携わる形で実習を行う、いわゆるポリクリニック形式で実施されていた。

4. 臨床実習のあるべき姿

獣医学や獣医療技術の急速な進歩に伴い、卒前獣医学教育の課程で獣医学生が学ぶべき獣医学知識は年々増大しており、ともすれば卒前教育は知識偏重の詰め込み教育になっていると指摘されている。一方、臨床獣医師は疾患中心でなく、動物まるごとを診て治療すべきであるとされ、さらに、産業動物診療においては、動物群の健康管理に加えて経営診断も要求されている。こうした状況の中で、獣医臨床教育は、本報告の冒頭に記載した通り、科学としての獣医学に関する知識の理解を深めると同時に、卒前臨床実習を強化し、充実させることが望まれており、このために獣医学生が行い得る獣医療行為の範囲を検討する必要があった。しかしながら、諸外国やわが国の卒前臨床実習の実態を分析するに伴い、獣医療行為の範囲を拡大する前提として、卒前の臨床実習の在るべき姿を明確にすべきであると考えた。すなわち、卒前の臨床実習では、基礎的な獣医学知識や技能を体得することに加えて、獣医師としての態度や価値観を身につけさせることをその目的として行い、卒業後臨床研修につなげるべきと考える。そのためには、獣医学生は、指導教員・指導獣医師と共に受診動物個々や群に対する責任の一端を担い、このことを通じて受診動物や群および飼主の問題点の理解を深め、獣医師としての自覚を養うことが重要である。獣医療チームの一員として実際の診療に必要な知識、技能、態度を体得させる、すなわち、採血等侵襲性の高くない獣医行為を指導教員・指導獣医師の指導・監督下で実施させ、受診動物や群および飼主との関係を深めることができれば、実習の効果を飛躍的に高めることができると思われる。卒前の臨床実習においては、受診動物や群および飼主との関係を通じて、受診動物や飼主に対する責任感および獣医師としての態度や価値観を中心に学習させ、これを基礎に卒業直後の臨床研修においては、より幅広い臨床経験と技能の向上を図り、期待される獣医師としての基盤を形成していく必要がある。さらに、近年の獣医学や獣医療技術の高度化・専門化に伴い、獣医療チームの中で、動物看護師など獣医師以外の医療関係者の果たす役割が増大しているが、これらの獣医療関係者とのより良い連携関係を育成する上でも、獣医学生が臨床実習において獣医療チームの一員として受診動物個々や群の医療に携わることが望まれる。

5. 実地のための条件

臨床実習において、獣医学生の獣医療行為を拡大させるためには、まず何よりも受診動物や群の安全を考えなければならない。基本的には、各大学の自主性を尊重しつつ、適切な臨床実習の実施を図るため、次に掲げる条件が満たされる必要がある。さらに、各大学毎に臨床実習の指針を作成し、それに従って臨床実習を実施するべきである。

ア) 獣医行為の範囲を示す例示

一定条件下で獣医学生に許容される身体的並びに精神的にそれほど侵襲性の高くない基本的な獣医行為につき別添1に例示した。これは、既述した厚生省健康政策局臨床実習検討委員会の答申「臨床実習検討委員会最終報告」を基礎にし、米国やEUなどの大学の指針、わが国における臨床実習の現状等を踏まえ、とりまとめたものである。これは卒前臨床実習で一定の条件下で許容される基本的獣医行為の例を、3段階の水準に区分したものであり、

これに基づき各大学が、学生の能力、臨床実習のカリキュラム、指導体制、実習施設等の実状に従って、許容される獣医行為を各科別等、個別に詳細を定め、それらを指針に記載するべきと考える。

ただし、ここに掲げた項目は、上記した如く各大学の獣医学生に一定条件下に限り許容される基本的獣医行為の例示を目的としたものであり、その技術の習得は卒前臨床実習の必修項目でない。従って、水準Ⅰに掲げた項目でも、大学の判断によってさらに限定し、水準Ⅱ、Ⅲに位置付けても構わない。また、別添 1 は多数の獣医行為の全てを網羅したものではなく、臨床実習で取り上げられる可能性の高い獣医行為につきその水準を示したに過ぎない。この別添 1 に示した項目を含めて実習にとり入れる獣医行為については、各大学の責任において慎重に対応する必要がある。

イ) 指導教員・指導獣医師による指導・監督

指導教員・指導獣医師による指導・監督は必須の条件であり、各大学の指針に基づき、獣医学生の知識・技術や受診動物の状態等を勘案して、指導教員・指導獣医師により最終的に獣医行為実施の許可が与えられるようにする。また、指導・監督内容にもきめ細かな配慮を必要とする。

一方、指導教員・指導獣医師について、大学においては担当教員であるが関連病院においては「病院長」程度が望ましいと考えられる。関連病院等の地域獣医療機関にまで実習の場を拓げる際には、その指導獣医師について、最終的には各大学において判断されるべき事柄であるが、例えば非常勤講師や臨床教授・准教授等の位置付けを行うなど、大学との関係を明確にすることが望ましい。

ウ) 獣医学生の条件

前述した通り、本年度から「獣医学教育モデル・コア・カリキュラムに関する調査研究」事業が開始されており、今後、獣医学教育のコア・カリキュラムが策定された際には、臨床実習に入る前段階で、全国レベルで統一試験（共用試験や仮免許制度等）を行い、この試験に合格した獣医学生に臨床実習を許可するような制度の導入も前向きに検討すべきだと考える。それまでは、臨床実習開始のための資格要件の評価については、各大学においてそれぞれの基準を設けて判断するが、獣医学生の臨床実習前の知識・技能の評価を進級試験等により、これまでもまして適正に実施するとともに、実際の受診動物に触れる前に、シミュレーション実習や学生同士による実習等を取り入れる必要がある。

エ) 飼主等の同意

現状においても、大学附属動物診療施設等（家畜病院・動物病院・動物医療センター等）においては、飼主等への獣医学生の紹介や実習対象となる受診動物（飼育動物）の飼主等の同意がとられている。しかし、今後、臨床実習の場は、大学附属動物診療施設に限らず関連動物病院や農業共済組合家畜診療施設等に拓がる可能性があり、どのような臨床実習の場においても、獣医学生である旨の明確な紹介および飼主等の同意を得る必要がある。同意の取り方については、掲示による周知、口頭あるいは文書による飼主等からの同意等様々なやり方があり、各大学において、最も適切と思われる方法を決めて指針に記載しておく必要がある。

6. 臨床実習に係わる獣医師法の適用

1) 問題の所在

獣医法第 17 条は、「獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、豚、猫、鶏、うずらその他獣医師が診察を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。」と規定しており、第 27 条では、第 17 条に違反する無免許獣医業の罪を 2 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとしている。獣医学生も獣医師の資格を欠くので、獣医行為を行った場合、形式的には無免許獣医業罪の成立が問題となるが、上記のような臨床実習の重要性、その実施上の条件等に照らし、実質的に違法性がなく無免許獣医業罪に当たらないと解釈しうるか、また、違法性がないとした場合、その明確化を図るため法令上の整備を行う必要があるかが問題となる。

2) 臨床実習に係わる獣医師法の適用

ア) 違法性の有無

獣医師法第 1 条は「獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。」と規定しており、無免許獣医業罪が設けられている目的は、飼育動物の生命・身体の安全及び飼主の財産を保護することにある。従って、獣医学生の獣医行為も、その目的・手段・方法が、社会通念から見て相当であり、獣医師の獣医行為と同程度の安全性が確保されていれば、基本的に違法性はないと解することができる。

具体的には、指針により獣医学生に許容される獣医行為について、(1)侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、(2)学部教育の一環として一定の条件を満たす指導教員・指導獣医師によるきめ細かな指導・監督の下に行われること、(3)臨床実習を行わせるに当たって事前に獣医学生の評価を行うことを条件とするならば、獣医学生が獣医行為を行っても、獣医師が獣医行為を行う場合と同程度に安全性を確保することができる。また、獣医学生が獣医行為を行う手段・方法についても、上記条件に加え、(4)飼主等の同意を得て実施することとすれば、社会通念から見て相当であると考えられる。

従って、獣医学生が上記に掲げた条件の下に獣医行為を行う場合には、獣医師法上の違法性はないと考えられる。

イ) 法令上の整備の要否

違法性のない行為については、法令上特に規定が設けられているものがあるが、それらは、「a)職務行為」、「b)権利・義務行為」、「c)政策に基づく行為」、「d)注意的に規定された行為」の 4 種に分けられる。

獣医学生の獣医行為は、上記ア)のとおり獣医師法上違法性がないとした場合「d)」に区分されるが、「d)」は元来実質的に適法であり、注意的に法的明確化が図られているものであることから、この種の行為の場合、特に明確化の必要がなければ、法令上の整備を行う必要はない。獣医学生の獣医行為が受診動物の体にとって危険かどうかは、具体的な場面で指導教員・指導獣医師が判断すべき性格のものであって、法令上一律に定めるべき事柄ではないこと、人医学のインターン制度においてもその実施に当たっての条件等は実地修練運用基準で定められていたことなどから、臨床実習の条件等も基本的指針により明示すれば十分であり、特に法的に明確化するまでの必要はないと考えられる。

7. 実地にあたっての体制

獣医学生の獣医行為は、獣医療事故が生じないよう万全の体制の下で行うことが必要であり、その安全性の確保のための条件は、既に5において詳述したところである。なお、万一事故が生じた場合には、適切に対応できる体制を確立していく必要がある。今後、動物医療保険等の充実もその一つになるかも知れない。

一方、わが国においても卒前臨床実習を強化し、一層の充実を図るためには、ポリクリニックに近い実習体制の実現を目指し、そこでは一定の条件下で、一定の範囲内の獣医行為の実施が許容されると理解するべきである。このようにすることは実技の修得もさることながら、実習を通じて基本的獣医学知識を体得させ、さらに、重要なことは受診動物や群および飼主との関係を深め、獣医師としての態度や価値観を身に付けさせるためであることを忘れてはならない。従って、獣医学生による獣医行為の範囲の拡大は、単に技術の習得を目的とするものではないので、別添1に記載されている獣医行為をすべて必修とする必要はないことを強調しておく。

また、これまでの臨床実習では、グループ単位での実習が主であるが、獣医療チームの一員として受診動物や群の医療に携わることになれば、責任感を持たせるために個々の獣医学生が受診動物や飼主と直接接触することになるかもしれない。獣医学生に対し、きめ細かな指導・監督を行う上で、指導教員・指導獣医師あたりの学生数を改善する必要がある。入学者数の適正化を図るとともに、今後、一定の条件に合致する関連動物病院や動物診療施設等の地域獣医療機関にまで、実習の場を拡げるなどの工夫が必要と思われる。

8. おわりに

以上、臨床実習に関する内容を試案としてまとめた。結論として臨床実習の充実のために獣医学生の獣医行為の範囲を拡大していくことが必要であり、5に述べた条件下であれば、獣医師法の改正なくして、実施することが可能であると考える。

所要の措置を行った上で、速やかに臨床実習の充実が図られることを期待する。

最後に、わが国の人医学教育において、医師法の改正なしで医学生の臨床実習における医行為が範囲拡大され、現在に至っていることを付記する。

獣医学生の臨床実習において、一定条件下で許容される基本的獣医行為の例示(案)。

	水準Ⅰ	水準Ⅱ	水準Ⅲ
	指導教員・指導獣医師の指導・監視のもとに実施が許容されるもの	状況によって指導教員・指導獣医師の指導・監視のもとに実施が許容されるもの	原則として指導教員・指導獣医師の実施の介助または見学にとどめるもの
1・診察	<ul style="list-style-type: none"> ・全身の視診、打診、触診 ・簡単な器具(聴診器、打診器、体温計、体重計など)を用いる全身の診察 ・保定・介助 ・直腸検査・膣検査 ・耳鏡、鼻鏡、検眼鏡による診察 ・触診、体表リンパ節など、CRT ・産科的診察 		
2・検査	(生理学的検査) <ul style="list-style-type: none"> ・心電図、心音図、 ・神経学的検査 ・呼吸器検査 ・聴力、平衡、味覚、嗅覚 ・視力 (消化管検査) <ul style="list-style-type: none"> ・糞便検査 (画像診断) <ul style="list-style-type: none"> ・超音波 (放射線学的検査) <ul style="list-style-type: none"> ・単純X線撮影(介助・保定) (採血)	<ul style="list-style-type: none"> ・跛行検査 ・鼻腔内検査 ・眼球・口・鼻・耳・肛門・外部生殖器に直接触れる検査 ・口腔内検査 ・MRI(介助) ・透視 ・X線CT(介助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・筋電図、脳波 ・脳脊髄液検査 ・食道、胃、大腸、気管、気管支などの内視鏡検査 ・脊髓造影 ・気管支造影など造影剤注入による検査 ・RI(介助)

	<ul style="list-style-type: none"> ・静脈(末梢)、保定(穿刺) (繁殖科) ・膻内容採取 (その他) ・外部寄生虫検査 ・血液・尿等検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・動脈(末梢) ・嚢胞(体表)、膿瘍(体表)、結節(体表) ・牛馬の蹄検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・興奮動物や幼齡動物からの採血 ・胸、腹腔、骨髓 ・バイオプシー ・子宮内操作
<p>3・治療</p>	<ul style="list-style-type: none"> (看護的業務) ・体位交換、おむつ等交換、食事チェック、移送 (処置) ・皮膚消毒、包帯等交換 ・外用薬貼布、塗布 ・気管内吸引、ネブライザー ・ギブス巻、頸部カラー装着 (注射) (外科的処置) ・抜糸、止血 ・手術助手 (その他) ・作業療法(介助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・創傷処置 ・導尿、浣腸 ・食道管挿入、尿バック装着 ・皮内、皮下、筋肉 ・静脈(末梢)・静脈留置 ・全身麻酔(介助・監視) ・膿瘍切開、排膿、外固定 ・縫合 ・牛馬の削蹄 	<ul style="list-style-type: none"> ・静脈(中心)、動脈 ・全身麻酔、局所麻酔 ・輸血 ・予防接種 ・各種穿刺による排液 ・分娩介助 ・去勢・不妊手術 ・麻酔を必要とする治療・検査 ・牛馬の蹄治療

		<ul style="list-style-type: none"> ・眼球・口・鼻・耳・肛門・外部生殖器に直接触れる治療 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療
4・救急	<ul style="list-style-type: none"> ・バイタルサインチェック ・気道確保(エアウェイによる)、人工呼吸、酸素投与 	<ul style="list-style-type: none"> ・気管内挿管 ・心マッサージ ・電氣的除細動 	
5・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・カルテ記載(症状経過のみ学生のサインとともに書き入れ、主治医のサインを受ける) ・健康教育(一般的内容に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼主への病状説明(介在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼主への病状説明